

都市農地保全推進自治体協議会 活動方針

都市農地保全推進自治体協議会は、平成 21 年度の活動方針を下記のとおり定める。

記

1 住民への PR の促進

都市の農地が、安全で安心できる農産物を生産するとともに、環境保全、防災、食育などの面で都市生活に潤いをもたらし、多面的で公益的な役割を果たしているにもかかわらず、減少の一途を辿っており適切な保全が求められていることについて、フォーラムの開催などを通じて広く発信し、住民の理解をさらに深めていく。

2 国に対する制度見直しの要望

国が進める農地制度の見直しの動きを的確に把握し、相続税納税猶予制度や生産緑地制度など都市農地に係わる制度について、住民に最も身近な基礎自治体として適切な要望を行う。とりわけ都市計画制度が、今後の人口減少・超高齢社会における的確な機能を果たせるものへの再構築が予定されていることから、都市計画法上の都市農地の位置付けなどについて要望する。

3 都市農業の振興

都市農地の多面的な役割が、農業者の日々の生産活動によって支えられており、都市農業の振興が農地の存続に深く関わっていることを踏まえ、農業委員会や農業協同組合とも連携し、大消費地に立地する特性を活かし、都市住民の多様なニーズに応える都市農業の振興に努める。